

○議長（茅沼隆文）

再開いたします。

午後3時05分

○議長（茅沼隆文）

日程第5 議案第50号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について規定するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正されたことに伴い、住民基本台帳カードの交付に係る手数料の規定を削るため、開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第50号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、今回の条例につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）の施行日を定める政令が、本年4月3日に公布されたところでございます。この政令では、法律の施行日を本年10月5日とするとともに、個人番号カードの交付について、平成28年1月からとされたところでございます。これにより、住民一人一人に12桁の番号が個人番号として、個人に附番されることになりました。この個人番号が、本年10月5日以降、個人番号通知カードとして各個人へ届けられ、通知されることになります。また、平成28年1月以降は、写真入りの個人番号カードが希望者に交付されることになりました。

この個人番号通知カード及び個人番号カードは、初回の交付については、国の負担で無料にて交付されることとなっておりますが、このカードを紛失等して、再交付を受ける場合は、国では、カードの原価等を考慮し、有料で再交付することとしてござ

います。

本町としましても、国の考え方が妥当と考えまして、カードの再交付に当たっては、国と同額の負担を住民に求めていく考えのため、本条例の一部改正を提案するものでございます。

なお、再交付の際の手数料については、個人番号通知カードの再交付手数料を 500 円、個人番号カードの再交付手数料を 800 円とするものです。

続きまして、今回の、開成町手数料条例の一部を改正する条例になりますが、第 1 条におきまして、個人番号通知カードの種類、及び金額を新設するとともに、項ずれによる訂正を改正するものとしてございます。

第 2 条では、従来より交付しております住民基本台帳カードが、本年末で交付が終了となり、平成 28 年 1 月からは、住民基本台帳カードにかわる個人番号カードが交付されますので、その再交付手数料として改正する内容となってございます。

また、附則で第 1 条、第 2 条の規定の施行日を規定しております。

以上により、条例の改正案をご提出させていただくものでございます。

それでは、1枚お開きください。改正条例案を読み上げる前に、訂正とおわびでございます。改正条例案の条例番号欄に、誤って議案番号を印刷してしまっております。大変申しわけございませんでした。この部分を空欄として訂正させていただくとともに、おわび申し上げます。

それでは、条例案を読み上げさせていただきます。

開成町条例第 1 号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

第 1 条、開成町手数料条例（平成 12 年開成町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前、改正後の表の第 2 条でございます。改正前の欄で新設となっている部分に、改正後では、新規第 28 号といたしまして、個人番号通知カードの再交付手数料を 1 件につき 500 円としてございます。

次に、同表の第 3 条でございます。条例の改廃に伴いまして生じておりました項ずれを改正後の内容に改正するものでございます。

第 2 項で、改正前に 27 号とあるのを、第 26 号に。第 5 項で、26 号とあるものを第 25 号に改正するものでございます。

この項ずれにつきましては、以前の条例改正の改正を失念していたことによるもので、今回あわせて改正させていただくもので、大変ご迷惑をおかけして、申しわけございませんでした。

それでは、1ページおめくりください。

第 2 条でございます。次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前、改正後の表の第 2 条でございますが、第 27 号を改正前の表では、住民基

本台帳カードの交付手数料を1件500円としておりました。本年中にこのカードの交付が終了いたします。かわって、個人番号カードが平成28年1月から交付されることに伴い、再交付手数料について、1件につき800円とするものでございます。

附則でございます。条例の施行日を規定してございますが、本条例第1条を法律の施行日と同じ平成27年10月5日とし、第2条を個人番号カードの規定の施行日と同じ平成28年1月1日とするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

石田議員。

○5番（石田史行）

確認で伺いたいのですけれども、対照表を見ますと、第2条の28号ですね。カードの再交付手数料500円ということで新設されるということですが、さらにページをめくって、第2条のところで、1件につき800円となっているのですけれども、これは500円と800円と違いが出てくるのか、確認したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それではお答えしたいと思います。第1条の28号で、個人番号通知カードの再交付手数料1件につき500円としてございます。また、第2条のほうでは、第27号といたしまして、個人番号カードの再交付手数料、1件につき800円ということになつてございますが、個人番号の通知カード、こちらにつきましては紙製ということになってございます。また、個人番号カード、こちらにつきましてはプラスチック製で、中にICのチップが入るということで、原価の違いにより金額が違つてきてございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ありませんか。

石田議員。

○5番（石田史行）

どうもすみませんでした、通知カードと個人番号カードの勘違いをして。終わります。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、採決を行います。

議案第50号　開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するとについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって可決されました。